

令和6年4月から合理的配慮が義務化されました

○ さいたま市では市内に事務所又は事業所を有し、飲食、物販、医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者が合理的配慮を簡単に提供できるように作成・購入する費用の一部を補助しています。



- ・レストランやカフェなどの飲食店
 - ・スーパーや書店、アパレルショップなどの物販店
 - ・病院やクリニック、薬局などの医療機関
 - ・ホテルや旅館等などの宿泊施設
- など



補助金の額 消費税を除いた額の1/2の金額、千円未満切り捨て

具体例 (※以下の経費の補助は併用できません)



・コミュニケーションツール作成費

・物品購入費

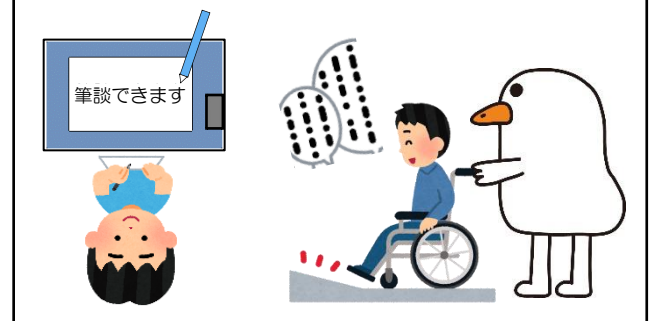
(上限2万5千円)

(上限5万円)

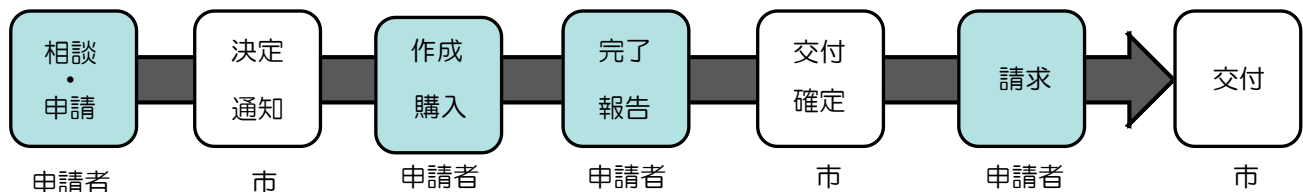
- ・点字メニュー (音声コード付きメニュー)
 - ・コミュニケーションボード
 - ・チラシ等の音訳
- など



- ・筆談ボード
- ・折り畳み式スロープ など
- ・置き型手すり



申請の流れ ※相談・申請は令和7年2月28日(金)が期限です。



※既に購入されている物品は対象外です。

問合せ先 さいたま市福祉局 障害福祉部 障害政策課 ノーマライゼーション推進係

電話:048-829-1306 FAX:048-829-1981

合理的配慮ってなに？



- 障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

合理的配慮を提供しやすくするためには、コミュニケーションツールや物品を事前に用意することも大切です。

合理的配慮の一例



本人の申出や困り事、状況など

店舗の入口に乗り越えられないほどの段差があり、車椅子を使っているため、入店できません。

対応

頑丈な木の板をスロープの代わりにして段差をなくしました。



本人の申出や困り事、状況など

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しいです。

対応

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちができるよう配慮しました。



※ 一例であり、障害のある方の希望や特性、事業所の規模、状況などによって適切な配慮は異なります。

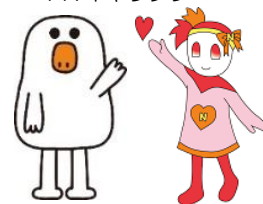
- 対象の物品や申請の流れなど、ご不明な点はお気軽にお問合せください。申請書等の様式は障害政策課で配布しているほか、ホームページでもダウンロードいただけます。

また、これまでの活用例も掲載していますので、ぜひご参考ください。

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html>



ノーマライゼーション条例
PRキャラクター



ノーマくん ライちゃん